

第十三回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第八十三号

昭和二十七年六月四日(水曜日)

午後二時二十三分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 松尾トシ子君

大上 司君

島村 一郎君

高間 松吉君

夏堀源三郎君

宮崎 晴君

武藤 嘉一君

出席政府委員

外国為替管理 木内 信胤君

委員会委員長 大久保太三郎君

委員会委員

委員外の出席者

大蔵事務官(理 横山 正臣君)

財局管理課長( 堀口 定義君)

大蔵事務官(管財 石井由太郎君)

局閉鎖機関課長( 榎木 文也君)

通商産業事務官(通 黒田 久太君)

商振興局総理部長( 久太君)

専門員

専門員

六月四日

委員有田二郎君及び宮原幸三郎君辭任につき、その補欠として高間松吉君及び水田三喜男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員水田三喜男君辭任につき、その補欠として宮原幸三郎君が議長の指名で委員に選任された。

六月三日

織物消費税廢止に伴い既納税額の一部戻入に関する陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎)(第二一一号)

商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資迅速化に関する陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎)(第二一一号)

外資導入に関する陳情書(日本証券協会連合会会長遠山元一)(第二一一四号)

公認会計士制度改正反対に関する陳情書(日本計理検査協合理事長木村禎橋)(第二一一五号)

本日の会議に付した事件

閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九八号)

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇三三号)

接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出第二三三三号)

○奥村委員長代理 これより会議を開きます。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案の四法案を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。中野四郎君。

○中野(四)委員 この際接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案を審議するに付いて、資料を要求したいのですが、第一に戦争中、すなわち昭和十二年より二十年までの年度別の、日本の金及び白金の産出高を明確にしていただきたいと思ひます。續いて当時保有しておりました日本の金、白金の数量、もとより輸入を含むのですが、この数量と金額を出していただきたいのです。これが第一です。第二の資料は、接収解除になりましたダイヤマンの種類と品位を明らかにしてもらいたいのです。そしてその個数とカラットを明確に示していただきたい。これが第二であります。第一の方は後日この資料要求の理由を述べますけれども、第二の方の問題は、先日日本銀行の地下室にこの委員会で調査に参りまして、一応拝見したのであります。金並びに銀、白金等については、これまで後日調査資料の要求をする必要が起つて来るかも知れませんが、当面の問題は、ダイヤマンの問題でありまして、その種類と品位が全然明確で欠いておることです。そして個数、カラットは大体示すことができると思つておりましたけれども、その個数とか種類、品位というものをば明らかにしなければ、この法律案を審議するところの目的に私は沿わぬのではないかと、かように考えますから、この二点はたい

へんやつかいな資料ではあらうと思ひますけれども、大蔵当局に委員長から要求をされまして、明確なる資料を至急出していただくようお願いをいたしたいと思ひます。

○奥村委員長代理 ただいま御要求になりました資料は、委員長の方において至急とりそろえたいと存じます。

午後二時二十六分休憩

午後二時三十三分開議

○奥村委員長代理 会議を再会いたします。武藤嘉一君。

○武藤(嘉)委員 この問題はすでにお尋ねした問題で、あるいは重複するかも知れませんが、特に私どもの東海地方においては非常に重要な問題でありますので、重ねて通産省の政府委員にお伺いしたいのであります。

それは陶磁器に用います金液でありまして、この金液は、御承知の通りに陶磁器の生産費の中では、相当重要な要素になつておるのであります。この金液がコストの約三割を占めておるといふ状況であります。この金液につきまして、最近役所の方では値上げをおやりになるように聞いておるのであります。ところがただいまの値段は、聞くところによると、一グラム四百九円くらいで私下げをなさつていらつしやるようでございます。産金業者の方でだん／＼コストが高くなるから、当然値上げをして来るということはおわかりますが、ただ一度にお上げに

なる。たとえば産金業者は五割くらい値を上げてくれということを要望されておるようでありまして、五割も値上げをされまして、大体一グラム六百円以上になると思ひます。六百円以上に

なりまして、これは金地金の国際価格をはるかに上まわることになるのであります。国際価格でも一グラム大体四百九十円から五百円見当であると承つておる。もし産金業者の要望通りに、五割も急に値上げされるというか、私下げ価格が高騰したすことになりまして、陶磁器業者は経営上非常に苦しいことになりましてあります。さような値段になりましては、勢い何も日本のそういう高い金液を買わないで、輸入の金液を買つてもいいということになり、またそうしなければ採算が合わないということになりまして、そうなつて参りますと、全国に現在あります金液業者はこれがために失業し、倒産することになるのであります。また一方、陶磁器は対米輸出では非常に重要な地位を占めておりますので、価格の点においてあまりに上げていただきたくないというものが、東海地方の業者の要望であります。この辺について通産省の政府委員の御意見を承りたいのであります。

〔奥村委員長代理退席、委員長着席〕

○横山説明員 ただいまお話の金価格につきましては、先般から理財局長の答弁いたしておる通りに、今度の法律では第十條におきまして、世界の国際

市場価格及び生産者の事情、消費者の事情、この三つを勘案して定める、こういうふうになつておりました、特に大蔵省の立場からいたしましては、通貨価値に及ぼす影響等もいろいろ考へまして、特にそれに重きを置きました、鉱山業者の言うような六百円とか五割増しとかいうような値段はなるべく避けたい、こういうふうな考へておりました、ただいま幾らにするかということはまだ決定を見ておりませんが、大臣及び局長あたりの意見を今まで聞いておられますところでは、大体五百円程度に押えたい、こういう気持を持っております。

○武蔵委員 大体今のお話では、産金業者の要望もさることながら、あまりに一度に値上げしないで、できれば五百円見当にしておきたいというお話であります。まことにごもつともな御意見だと私は存じます。御承知のように、戦後非常にたくさんアメリカ国内に陶磁器業者ができましたためか、戦争中十年間対米輸出がとまっておりますためか、自給自足がだん／＼できて来たのであります。そこへ七割の輸入関税が、今度さらにアメリカ政府においては、これを五割と上げるといふような法案が、すでに上院を通過したといふことを聞いております。かようなことがもし実施されることになりますと、日本の陶磁器の輸出が著しく圧迫されることは明らかであります。ひいては外貨獲得の面から見ても、これは一つの地方的産業というよりは、むしろ日本の大きな輸出産業でありますから、たいへんな問題でなからうかと思つております。どうぞそれらの点を考えられまして、できるだ

け金の払下げ価格につきましては、陶磁器業者が原料として金液をなるべく安く獲得できるように、御配慮を願いたいと思つております。私の質問はこれで終了です。

○佐藤委員長 清水逸平君。  
○清水委員 緊要物資輸入基金特別会計について、三伺いたいと思つております。現在この会計で輸入されて、政府の手持ちになつておる品物はどのような額か、概略でよろしうございませうか……。

○石井説明員 緊要物資輸入基金で現在買付契約をいたしましたものは、ニッケル約五百六十トン、合成ゴム千七百八十六トン、石綿百七十七トン、苛性ソーダ六百トン、コバルト三トン及びアメリカからの原皮約四十二万六千ポンドでございます。但しこれは現在全部自由価格品というわけではございませんので、入つておられますものはニッケルが四百三十七トン、合成ゴムが六百七十七トン、石綿二十四トンというふうな景況になつております。うち売り払いいたしましたものはニッケルが約三十六トン、合成ゴムが約五十二トンという景況でございます。まして、ニッケルにつきましては従来非常にやかましい規制が行われておりました関係上、非常に足がのろいという景況でございます。

○清水委員 そういふこの会計で扱つておる物資の配給という割当とか、こういうふうなものはどういうふうな御方針で……。  
○石井説明員 ニッケル、コバルトと申しますような物資は、御承知のごとく民主主義諸国家は国際的な規制を受けつつ使用、輸出あるいは輸入等をいたしておるわけでございます。わが国

におきましても新物調法と申しますか、国際的供給不足物資等の需給調整に關します法律に基きまして、需要者に對します切符割当といふことが行われておるわけでございます。これらに對しましては切符引きかえとも納めるということに相なりまして、国際的な規制がこの程度に至りませぬ、最終消費を民主主義諸国家目的に合致するようにするとか、あるいは再輸出を制限いたしますとかいふような、たとへば石綿でございますとか合成ゴムでございますとかいふような物資につきましては、切符引きかえといふほどの強い規制はいたさないわけでございます。まして、あるいは特需の原材料あるいは国家の幾多の需要ないしは産業の合理化のための需要ないしは輸出の増進のための需要といふようなものに對しましては、それ／＼のケースに應じて輸入いたしました価格をベースとして、売渡しをいたすわけでございます。爾余の物資につきましては、これは一般の国内市価をもつて会計原則に従つて売り渡す。このような考えでおるわけでありませぬ。

○清水委員 その割当の場合でございますが、業者のおそらく要望するだけの割当は、もちろんできないことは当然と思つておられます。そうした場合に政府の払下げ価格と市場価格に非常に開きがある。そういうようなことが従つて製品面にも、でき上つた第二次製品にも響いておるといふようなこと、何か通産省として取締りとか監督とかいふようなことは、されておるかどうかでございますか。

○石井説明員 ごもつともなお話でございます。まして、たとえばニッケルを例にとつて申し上げますと、国内の一般市価は従来三百万円を越えておつたわけでありませぬ、現在でも今回ニッケルの製錬助成法に基く指定価格といふものは、約二百七十万円といふ非常に高いところに、国内の市価が維持されておるわけでありませぬ。これに對しまして輸入いたしましたニッケルのコストは四十一、二万円といふことでございまして、国内市価と比ばまして輸入品が非常に安いということになつておるわけでございます。このような事業に、どのような目的の場合に、これが政府から売渡しを受けるかいなかといふことは、業界の採算点はむろんのこと、事後に於いての監督から申しましても、非常に苦心をせねばならぬところでございます。私どももいたしましては、このような大きな値開きのありますニッケルのごときものは、まづ何と申しましても特需その他の国際協力の面からいつて一番重要な用途、あるいは今後の日本の産業の合理化のためであるとか、あるいは輸出の増進のためであるとか、そのような用途には、国際競争の関係もございませぬ、また民主主義諸国家が国際原料割当会議等を結成いたしましたして、お互いに国際的に不足する物資をわけ合うことにしておられます。国際流通秩序にも即応いたさなければならませぬ関係上、安く払い下げるわけでございますが、またそれらのものはたして所定の用途に、必ず使われておるかどうかといふ点の追究につきましては、たとえば特需等の用途に売り渡す場合には、特需に納めたという納品票を持つて来ませなければ制限を解除しない、従つて契約上の差金を納付させるとい

う措置も講じております。また輸出のために一般の市価よりも安く払い下げましたような場合には、輸出の申告書——税関のデクラーションを持つて来まして、これによつて輸出されたという認定をする。産業合理化の大きな機械等でございますれば、これらはそれ／＼御承知の助成法その他の関係によりまして、これらの事業にどのような機械がすえつけられたかといふことが、明らかにされるわけでありませぬから、それらの措置を講じさせるようにいたす。このような措置によりまして、その間の不公平を是正して参るつもりでございます。

しかしながらこのような特別の用途でございます。一般に使われまふものにつきましては、これは国内の通常の値段にやらなければならぬことに相なるわけでありませぬ、国産のニッケル等を買いたしましたものと、政府輸入のニッケルの配給を受けましたものとの間に、不公平な差別はないようにいたしたいと思つております。但し国内価格と国際価格とが著しく違ひますものは、このニッケル等が顯著な例でございます。まづこれでも、他の諸物資につきましては、実は今回の法律改正によりまして、大体輸入を政府会計で一手に握るといふことになつておれば、い

わばこの基金は国内に独占的な価格の設定者に相なるわけでありませぬ、この価格を、輸入価格をベースとしていたしまして適正にさえたすれば、ニッケル等国内に若干の生産のありませぬものについて見られるようなアンパランスは、起つて参らぬのではなからうか、このように考へております。

○清水委員 少し横道にそれて、今の

政府の払下げ価格の安いニツケルでつ  
くつた二次製品といいますが、それが  
今のやみの三百万円もする価格をもつ  
て売られておるような場合がたくさん  
ある。そういうものの取締りというこ  
とは、今のお答えではなか／＼困難じ  
やないかと思うのですが、何かうまい  
方法というものはありませんか。

○石井説明員 今日までニツケルが売  
られておりましたのは、従来の緊要物  
資の売払いに関する法律に基きまし  
て、特需のはつきりした発注がござい  
ました場合に、その資材計算書と申し  
ますか、資材の換算率をきめました証  
明書が出まして、その証明書の数量だ  
けを売らして、かつその製品の納期  
に、それ／＼の特需の調達先に納めた  
という証明書をとつておるわけでご  
ざいまして、いわゆる歩どまりを盗め  
ば別でございまして、それがない限り  
は、スクラップの類までも監視いたし  
ているわけでございます。ないものと  
考えているのであります。ただ国際  
的な供給不足が非常にはなはだかつ  
たために、何せ三百万円を越えるとい  
うニツケルと、四、五十万円を売られ  
るニツケルとの差が大きいわけでご  
ざいますので、商売によりましてはちや  
んとした商売をいたすよりも、この差  
額の方が利益があるというような商売  
もあるわけでございます。現在はい  
わゆる新物調法と申しますか、国際的  
供給不足物資の需給調整に関する法律  
に基きます報告等に基づいて、臨検等  
をいたしているわけでございますが、  
今までのところ私も政府会計から売  
り渡しましたニツケルが横に流れたと  
いう事実は、実はつかんでおらないわ  
けであります。

○清水委員 その次に伺いたいこと  
は、国際制当物資として割当てられた  
ものを、日本の産業の状況において必  
要として購入することはわかつていま  
すけれども、その数量等については、  
通産省であらかじめ需要量をきめて輸  
入するのであります。それとも割当  
てられた全部をとるのであるか。

○石井説明員 現在国際原料制当会議  
に對します需要の計算は、経済安定本  
部が中心になりまして、関係各事業官  
庁あるいは生産官庁が生産消費の実情  
を見通しまして、年間及び四半期の需  
要要請を出して、次第でございま  
す。これに對しましてワシントンの I  
M C では各国の事情を総合いたしまし  
て、日本に對しましての輸入の勧告あ  
るいは輸出の勧告等が参るといふこと  
になつておるわけでございます。計  
算はできる限り精密にいたして、計  
でございますが、経済界の波動もござ  
いますし、こちらから要請いたしまし  
たのが何かの削減を受けまして割  
当を受けましても、若干景況が悪くな  
りますと、一般の商業ベースと申しま  
すか、民間輸入ベースではそういうも  
のが入らない、だれもと手がないと  
いうような、まだはつきりした事例に  
なつておるかもしれませんが、それに  
近い事例を生ずるのではないかと  
いふような例も、ときとしてないこと  
はございません。例として申し上げます  
が、タンガスがそれに近いものでござ  
います。但しこれに對しましては I M C  
では各国に都合のいいものだけの  
もちろん供給不足物資でございませ  
んが、全体的に見ますれば供給不足なん  
でございますが、あまり参加各国がわ  
がままを言ひまして、全体的な需給に

大きな波動を来たすというようなこと  
は困る点でもありますので、そのよう  
ないわゆる引取り辞退と申しますか、  
そういうような関係がございまして、  
他の足の早い物資の割当の場合に、相  
当の考慮を払われるというようなこと  
になつておる。このような点か  
ら考えましても、I M C への原料需要  
量の要請はきわめて精密を期すると同  
時に、割当てられたものは誠実に引取  
るといふことにはいたさねばならぬと、  
考えている次第でございます。現在ま  
で I M C から割当のありましたもの  
は、昨日の会議でも申し上げました通  
り、ニツケルが五百六十トン、しかし  
政府で買付契約をいたしましたものは  
五百六十トン、それからコバルドが百二  
十トンで、現在までに買付いたしましたも  
のが先ほど申し上げたようにまだ三ト  
ン、これは近き数十トンの買付契約が  
できる見込みでございますが、そうい  
うような状況になつております。タン  
ガスが百五十五トンの割当のうち  
まだ買付契約が済んでおりません。モ  
リブデン七十七トンの割当という程度  
でございます。

○清水委員 人造ゴムの買付は新聞で  
伺いますと、割当をして買付はしたけ  
れども、今度はその処理にお困りにな  
つておる。新聞に出ておる。これは  
その後に、アメリカが人造ゴムの消費  
規制を撤廃したというよ  
うなことから、人造ゴムについての処  
分が多分お困りになつておる。だろ  
うと思ひますが、これについてはどう  
いう御処分をなさるかというのを伺  
いた。また当時においては非常に希望  
者も多かつたようでありまして、今と  
なつてはなか／＼処分も困難じやないか  
と思つておる。どういふ処置をとる  
おつもりですか。

○石井説明員 合成ゴムにつきましては  
昨年の秋にいわゆるガリオアで  
入りましたもの約四百トンを、この物  
資の買上げをやつて参りまして、それ  
以後はなか／＼割当がなかつたのでござ  
います。当時御承知のごとくアメリカ  
カにおける合成ゴムの国内価格と申し  
ますか、市販価格は大体七百ドル見  
当、一般天然ゴムは千ドルを越える  
というような状況でございましたが、そ  
の値開きの点もございましたが、また  
アメリカにおきましては、タイヤの製  
造等に人造ゴムの九割混入ということ  
を要求しているわけでございます。特  
需の調弁にあたりまして、もし在日  
兵站部等が同一方針をもつて臨まれ  
ますと、どうしても天然ゴムではい  
けないので、人造ゴムを混ぜなければ  
ならぬ。このような事情もございま  
したので、つとに O I T と申します  
アメリカの国際貿易局に割当を要求し  
ておつたのでございますが、これに對  
しまして、昨年十一月の割当といた  
しまして、約千五百トンの対日割当が  
あつたわけでございます。この処置  
につきましては、需要も特需等に向け  
ることを中心にということございま  
した関係上、政府購買といたしたので  
あります。その後間もなくアメリカ  
自身が約三セントの合成ゴムの値下  
げをいたしたのでございます。加えま  
してシンガポールその他南方諸地域に  
おける天然ゴムの市況が非常に悪化  
いたしました関係上、人造ゴムと天然  
ゴムの値開きが少なくなつて来た。従  
来トシ当り二万、三万、あるいは五万も  
差がありましたので、一般業者として

はこれに對するインタレストを相当失  
つたような状況で、御説の通り見方  
によれば困つた状況といふことも言  
えるのでございますが、ただ現在の  
市況と申しますものは、御承知及び  
かと思ひますが、先だつてカナダで  
行われました国際ゴム会議の決定が  
決裂となりまして、米國が一齊に天然  
ゴムの買付を差控えているという景  
況から生れて来た価格でございます  
。現在の相場の変動もございまして  
、現在われ／＼といたしてしましても  
大いに苦慮はいたしておりますが、必  
ずしも悲觀的な見方のみで見るとは  
なからう。また J L C 等においても、  
特殊なゴム製品については日本側の  
使用が逐次なれて参りますにつれま  
して、発注をふやすという状況でござ  
います。処分はつく見込みでございます。

○清水委員 御答弁を伺つて安心を  
いたしました。最後に、この会計で扱  
つておるものが相当にございませ  
んか、今の国際情勢からいつて、これ  
が緩和されて来るのじやないかとい  
うような觀察を私はおもひます。当  
局のお考えとして、今後この会計で  
扱う物資が多くなるか少くなるか。ま  
た金額等においてこの会計で二十五  
億が予想されておる。そういう金額  
で十分間に合うかどうか、お見込み  
を聞いておきたいと思ひます。

○石井説明員 國際關係につきま  
しては、御説の通り米國におきま  
しては、諸多の統制物資の需給を緩和  
いたして参りました関係上、統制を  
緩和する傾向も明らかであります。ま  
た、いわゆる國際マーケットは買手  
市場に逐次かわりつつある状況で  
ございまして、政府は

保有する必要はないのじやないかといふことも一応検討され、また考慮もされたのでございますが、国際情勢につきましては、実は変転の見通しが、だからから申してもこれはなか／＼断言できたい状況でございますので、もちろんいわれる先高見越しとか、あるいは先へ行つての動乱必至というよな見地に立ちましての買ひだめ、備蓄的な買付はもちろん必要はないと思ふのであります。しかしただいま申しましたようなニッケル、コバルトあるいはタングステン、モリブデンといったような、わが国といたしましては、どこを探してもなか／＼出し得ないというよな物資につきましての買付を確保いたしておきますること、これは必要ではないかと考えまして、今回の法案改正に及んだ次第でございます。計画といたしましては、昨日申し上げました通り約ニッケル八百トン、コバルト二百四十トン、タングステン三百トン、モリブデン三百五十トンの価格約二十億、ほかに特需の原材料その他、これはO I T物資でございます。ただいま申し上げましたのがI M C、国際原料割当物資の価格でございます。その他、アメリカの国際貿易局からの割当物資、石綿、牛皮あるいは亜麻仁油等の不足物資が若干考えられるのではないかと考えまして、年間を通じて三十億から三十五、六億程度と考えられております。従ひまして、本会計の基金の増加等も目下考慮しておらないというよな状況でございます。

理由に説明されているところの特殊清算人というふうにかつた場合に、今までのやり方と今後未結了のものを処理して行くのに、どういふふうなかわり方がありますか、説明していただきたい。

○堀口説明員 本年の三月末までいわゆる閉鎖機関整理委員会といひ、これは政府機関でありまして、予算も政府予算に組んでおりまして、そういう法的な一つの機関によりまして、当初千八百八ありました機関を二百數十まで清算して参つたわけでありまして、そこで、委員会等に関するいろ／＼な考え方もありまして、講和条約も発効するといふ事態でありますので、一応委員会制度というものをやめまして、今度は類似の機関を四つにわけまして、大阪関係の機関と、それから特殊法人、すなわち特別法によつてつくりました公益営団なり産業設備営団というものと、それから在外関係機関として朝鮮銀行、台湾銀行、それからそれ以外のもの、その四つにわけまして、おの／＼百人から百数十人の人たちをその清算人に置きまして清算をやつては、この国会で、前にポツダム政令で出ておりました閉鎖機関令に、法律的な拘束を与えていただきましたのでかわりありません。ただやる機関が、法的機関としての閉鎖機関整理委員会が、大蔵大臣が任命する個々の清算人、そういうことにかつたというだけのものであります。

○高間委員 閉鎖機関令の一部改正のことについてお尋ねいたします。今までの閉鎖機関整理委員会が、今度提案

○堀口説明員 現在の閉鎖機関令でも、特殊清算人というものは大蔵大臣が任命することになっておりまして、その任命する対象の特殊清算人が、たまたま閉鎖機関整理委員会という法的機関であつた前からも、特に大蔵大臣が任命すれば、整理委員会以外の人も任命できるという法律構成に今までなつておつたわけでありまして、そこで閉鎖機関整理委員会の廃止に伴ひまして、別の人を任命したというだけでありまして、やり方は、閉鎖機関令によりまして債権の取立て、債務の弁済というよな仕事をやつているわけでありまして。

○高間委員 そうしますと、特殊清算人というのは、今までの呼称がかわるだけで、やり方については何らかわりがないというお話ですか。

○堀口説明員 その点はわかりありません。

○高間委員 そうしますと、閉鎖機関整理委員会の当時は、品物を処分するのにはほとんど競争入札をやつておつたようですが、そのときに、かりに一つの品物がありまして、それを競争入札で扱つた場合、証拠金を何分の幾つか積んで扱つた場合、た。ところがたま／＼その品物が相当の金額のために支払いができなくなつて、閉鎖機関の方でも相当の期間猶予したのでありますけれども未払いに終つて、そうしてその売買契約が一応取消されたのであります。そこで閉鎖機関の方では、その後、前に競争した額より、相当とは言いませんけれども、かなり高い値段で他の者に売却してしまつた。そこまではいいですけれども、それから後に、前に契約した者から内金が入つております。証拠金以外に内金が入つておるのでありますけれども、私どもの考えます範囲におきましては、証拠金はもちろん損害賠償の方で政府へとられてもしかたがありませんが、その後に入れた内金を閉鎖機関は返さない。保険料とかなんとかいふ／＼の名目をつけて、民間から納めたその金を何としても返さないのだから、そういう点についての、大蔵省の方の法的処置というものは、どういふふうになつておりますか。その点をお聞かせ願ひたい。

○堀口説明員 さきに申しましたように、権利義務の関係は、三月三十一日以前、前委員会の持つておつたものがそのまま新しい清算人に引継がれることになりまして、その委員会をやつた行為について何らかの要求があれば、そのまま次の清算人に行けることになつております。従ひまして、その機関がかつたという点において、そういう不合理は起らなかつたというふうに解釈しております。ただ事実そういう問題があつたといはしますれば、おそらくその証拠金というものの性質なり、あるいはその契約を解除した場合の証拠金以外の損害賠償と、それに通常の契約をやつて、正当に売買が済むまでに通常考えられる以外に経費がかつた場合に、それに対する損害賠償として、証拠金以外に一部持つておつた金が充当されたといふことはあるかも知れません。競争する場合には、いつも競売契約の内容がちやんと明示されておりますから、その中にはどのくらい保証金をいたしますか、どういふ条件でやりますかといふことをちやんと

たつてあるわけでありまして。従ひましてもし証拠金以外のそういう一部払いの金を返さないといふことになれば、当然これは不当利得でありまして、そういうことにはないと思ひます。たださつき申しましたように、その契約解除に基いて、損害賠償というものが委員会側に請求できるというケースでありますれば、その一部を損害賠償に充てるということはあり得るかもしれませぬ。なおその問題について個々の問題について御疑問があるようでしたら、後ほど十分お聞きしたいと思います。

○高間委員 そうしますと、証拠金はそのまま没収されることは、本人はわかつておりますが、その後払い込んだ額についても取上げるという法律はないのですかあるのですか、どつちなんですか。

○堀口説明員 その点は通常の民商法の場合におきましても、そういう特に取り上げるという規定はないと思ひます。ただ損害賠償の規定があるわけでありまして、たとえばその人に売る予定をしておつたために、ホテルならホテルというものの営業を停止して三箇月なら三箇月待つておつた。ところがたまた／＼金がないといふことで、大分待つてあげたにもかかわらず、その契約が成り立たずに破約になつたといふ場合には、証拠金として、たとえは一割を預かつておつたといはしますけれども、その三箇月なり何なり営業を停止しておつたといふことについての損害賠償というものは、当然できるわけでありまして、そういう意味の損害賠償に一部の金が充当されたのではないかと。これは推定でありますから、よく事



申し上げたように、本人は証拠金を納め、あと本人とすれば現在の状況から行くに相当の金にはなつておるのですけれども、それがないためにやはり非常な困難を起している経済状態なので、その点監督官庁から一応話していただければ、何とか処理が早くつきはしないかというのが私の考えなのであります。あなたのお話はよくわかりますが、もう少し処理を早くやつていただきたいということを再び申し上げておきます。

○堀口説明員 よく事情を調べまして善処したいと思ひます。

○佐藤委員長 小山長規君。

○小山委員 緊要物資輸入基金特別会計であるいは質問があつたのかもしれないが、きつめて疑問かもしれませんが、一、二点伺つておきたい。

それは緊要物資輸入基金特別会計の第一条がかりまして、「政府において取得することを緊要とするもの」ということになつたのでありますが、これがかつたという事は、従来日本で必要があるがなからうが、割当物資はとらなければならぬという制度であつたものを、今度は日本政府の希望するものだけをとることになつたという意味でありますか。その点を一つ伺つておきたい。

○石井説明員 従来の緊要物資輸入基金特別会計におきましては、外国において生産されたいわゆる特需の原材料に向け得られる物資ということが書いてあつたのでありまして、「特殊需要に應ずるため」云々という表現でありましたので、実際特需に用入のありそ

とえば国際条約、国際協定等で割当等のごさいせん物資でも取得できる。そのかわり特需の關係のない物資になりますと、たとえば石綿のごときはよい例でございしますが、特に特需ということはないと思ひます。そのようなものは国際協定あるいはOITの割当というふうなものがございしても、それを取得するために、どうしても政府買付をするのが有利であり、また適当であるという場合におきましても、手が出せなかつたのであります。そういう制約を——特に申しましても独立後のことではありますので、その辺にかかり續けて行くのもあまり自主性のない経済政策でありますので、今後の行き方といたしましては、国際割当物資等のものであつて、特に重要なものは、用途のいかんを問はず、この会計で取得し得るということにいたさうというものが、今回の改正の要点なのであります。

○小山委員 その割当物資というものは、日本政府がそういうものは輸入しなくてもよいというものでも、買わなければならぬことになつておられますか。たとえばここに例が出してありますように、硫黄は日本がむしろ輸出するくらいにあるものであらうと思ひますが、こういうものも買わなければならぬという義務があるのですか。

○石井説明員 御質問の硫黄のごときは、日本は輸出の割当を受けている方でありまして、輸入のできないこととはもちろんのこと、輸出をせよ、銅につきましても、亜鉛につきましても同様でございします。従いまして国際協定その他国際的なたりきめについて、日本国に輸入を割当てられ、または勸

告されたものというふうな相なるわけでも、言葉としてはあるいは足りないかもしれませんが、輸入という言葉が上にかぶさつておりますので、そのようにお読みとり願ひたいと思ひます。

○小山委員 それからこの基金の運営であります。これは一年に何回転とていうふうな目安を立ててやつておられるのですか、その点はいかがです。

○石井説明員 本基金によりまして買付の方は、長期的な契約を有力な生産者と結びまして、IMC、OIT等の割当の範囲内で半年あるいは一年とていうふうな契約を結んで、重要なものは輸入したいと思ひつておられるのですが、販売の方は諸多の費用の制限等がございしますので、実はこれらの物資は自由商品でございまして、きつめて足は早いわけではございませんが、このような制約のもとでは、実は足がつかないというものが予想されるわけでございます。いまして、全体の計画といたしましては、二十五億の基金をもつて、三十億ないし三十五億程度の取得にとどまるのではないかと、このように想像されます。

○小山委員 この基金は物資の貯蔵にも充てることを目的としておられるのですか。それとも買つたものは全部放出するという建前で運営されるのですか。

○石井説明員 国際的な稀少物資につきましては、民主主義諸国家はすべて備蓄屯積を許さないということに相なつておりました。備蓄屯積するために買いつけるという事は、これは強く禁止されているところでございします。従いまして、国際流通秩序に即応いたしまして、この基金を運用する見地か

ら考えましても、備蓄ということからはちろん目的ではないのでございします。従いまして足の早いことをもちろんはからなければならぬのでございします。が、事実上は、海外からは、たとえばニッケル等の割当がございました場合は、できるだけいい条件でありますれば取得しておきますが、国内における流れというものがややおそくなりますれば、貯蔵というほどではございませんけれども、この基金の範囲内では、ストックを持つことがあるということに相なるわけでございます。

○小山委員 最後にもう一つ伺つておきたいのは、これは清水さんも取上げた問題ですが、たとえばニッケルのごときは、日本の国内の価格と輸入価格との間に非常な開きがある。従つてこれを取得した人は、非常な国家の恩恵を受けるわけですが、その業種の選定をされる場合の方針、あるいはそれがたとえば政治的な運動によつて、そういうふうな業種を指定するような余地がある運営方式をされておられるか。あるいはそれは自動的に割当ができるような方式でやつておられるのか。そこにスキヤンダルの入る余地のないような運営方式を、通産省として綿密な機構というものができ上つておられるのか。その辺のところをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石井説明員 会計法の原則によりますれば、もとより一般公入札によつて、時価をもつて処分するということが相なるわけでございます。緊要物資の売却に關する法律が、この例外によりませず、輸入価格ベースで売つてもよろしいという権限を与えました

ものは、もちろん例外的なものでございしますから、きつめて厳密に解釈しなければならぬというふうな考へております。ただ従来は、この基金が国際経済協力といったような見地からの、特需原材料の取得だけでございますから、問題ははやや簡単でございしました。が、今後はそれ以外に、いわゆる政策的な目的をもつてこの基金を運用いたすと思ひますれば、御説のような見解も成り立つわけでございますが、当省といたしましては、まず第一に、この基金が取得いたしますニッケル、コバルト等のものは、民主主義諸国家が大いに協力し合う意味から、海外から割当を受けて、従つていわば国際的マル公で輸入されるものでございしますから、この民主主義諸国家の協力に必要な諸方面への売渡しのいうものは、まず特に時価より安い値段で売つてもさしつかえないのじやなからうか。すなわち特需その他の国連協力等の用途は、輸入価格ベースで行く。それから第二段は、国の官庁の需要のうちで、はつきり官庁自身の需要するもの、たとえば例をいたしまして、このような例をあげるのがよろしいかどうか存じませんが、電通省でニッケルで電話機をつくるというような、官庁間で——特別会計でございしますと非常に問題がございしますが、官庁間で高い金のやりとりをし合うというのとはたしていいかどうか。これは大蔵当局とも相談しなければなりません。このようなものにつきましても、いわば会計間の移管でございしますので、輸入価格ベースで考へていいじやないじやないかと考へております。さらに第三は、輸出の増進のために必要な用途でござ

いすが、これは現実の輸出に結びついておりませんければ、見込み生産で輸出用だとして割当を受けまして、自販車のニッケルのメッキに使つて、国内でどん／＼売つておるといふようなことでは、これはもちろん問題にならぬわけでございますけれども、現実一台に何グラムいりまして、それが輸出されたということが確認されました場合に売るのでありますれば、国際経済競争という見地から考えましても、さしつかえないのじやなからうかと考えまして、まず輸出を考えたい。それから第四番目といたしましては、わが国としては、何にいたしましたも産業の合理化をいたしまして、設備の更新等を推せねばならぬのでござい

ますが、実は機械類につきましては、国際稀少物資が足りませんために、非常に機械が悪いという例が多いのでござい。一例をあげますと、人絹製造のためのギヤポンプというのがござい。これは若干のニッケルあるいはコバルトを添加いたしました鋼材でつくりますれば、二月も三月も持つ。これらの混入がございませんと、一週間あるいは五日ですべて消耗してしまふ。しかも一個の価格は数千円に及ぶ。このような状況でございまして、わが国の産業設備が遅れているというの、機械が構造的に遅れているのみならず、材質的に非常に遅れているのであります。この点はコバルト、ニッケル等の不自由関係から来ているので、産業合理化のための諸機械の製造、たとえて申しますれば、今回の企業合理化の促進法で、あるいは特別償却を受け得るよう指定された機械でございませつか、あるいは関税率法

の適用で、外国から輸入するのであれば関税をまけてやる、関税の免税をいたす。このような機器類につきましては、その製造原料に使うこれらのニッケル、コバルト等を、輸入価格ベースで売り渡してもさしつかえないじやないかと考えておるのでございまして、政策的な考慮が問題になるのは、最後の合理化促進法に必要な機械類といつたような範囲だろと思ひますが、これもただいま申し上げましたように、あるいは企業合理化促進法において、あるいは関税率法において、あるいは法人税法等において、自動的にきまつておるのであります。これらの線に即応して処理いたしますから、御懸念のごときとは起らないのじやないかと考えております。

○小山委員 その点はよほど運営に気をつけれらる必要があらうかと思ひますが、さきにもう一つは、これらの稀少物資の割当を受けた業者は、非常に安い原料が手に入るわけでありますが、その人たちが売る値段については、何か御考慮になつておるか。あるいはそれは全然考慮しておられないのか。それからまた、もし価格が自由であるならば、相当高い利潤が得られるはずだと思ひますが、それは税務当局その他には通知されておるか。どうか。その点はいかがですか。

○石井説明員 原料だけを非常に安い値段で売られて、製品の価格については、統制もなければ何もなく、自由放任であれば非常に巨利を博するのじやないか。その点の問題であります。また、特需等につきましては、帳簿価格そのものが国際価格、つまりもつと端的に申し上げますと、アメリカで

このようなものが一つ幾らでできるか。ニッケルは四十万円であるというベースで帳簿価格がきまります。関係上、実は二百七十万円というようなニッケルを原材料といたしましては、特殊鋼の入札等はどうてい落ちないのでござい。従ひまして、この種の分野におきましては、問題はないのではなからうかと考えます。第二に官庁調弁の場合を考えると、これは予定価格におきまして、ただいま申し上げましたように原則が打立てられておき、ニッケルは二百七十万円ではなく、四十万円という計算で行きますか。これは業者としては余得を受ける道はあまりなからう。それから輸出につきましても、これもまた国際価格ベースでございますので、あるいは値段段そのものでは、うまい売り方をいたしますれば、もうかる場合もあるでござい。しようが、自販車にいたしましては、ニッケルのメッキは二百七十万円ではなく、四十万円ベースでメッキが行われておるわけでありまして、その範囲で、たま／＼他の面の優位が現われてもうけが出ましても、これはニッケルを安く売つてやつたからのもうけではないというふうな考えられるのでありまして、この点につきましては、もちろん私も報告、調査等を十分にいたしまして、トレースはいたしたから問題はないと思ひますが、法人税あるいは個人所得の査定につきましても、所要な事項はもちろん国税当局等にも連絡いたしたいと思ひしております。第四番目の機械類の製作等に、特に安い値段で売りました場合に問題になるのでございませつか、これらの機械

類の製作は、たとえば大きな人絹機械にいたしましては、なるほどマル公もなければ、制限もないというわけでございます。前申し上げましたように、それは国際的に見まして非常に割高になつておりました。そのような価格、そのような品質では、むしろ外国品がどん／＼入つて参りまして、国内の産業がつぶれてしまふ、あるいはとも競争して立ち行かないというようなポジションに置かれておるわけでありませつか。のみならず外国から入つて参りますれば、関税も免除しようといふほどのものもございませつか。第四番目の範疇に属する面にこれらの物資が行きましても、むしろこれらの物資が国際価格で供給されることによつて、ようやくして国内における需給の道を発見し得る程度でございませつか。御説のような巨利を博するようなことはなからうと思ひますが、もちろんこれによりましてそのような採算になつて参りますような場合には、国税当局にも連絡いたしまして、その余剰利得の捕捉に遺憾なきを期したいというふうに考えております。

○小山委員 ただいま議題となつております四法案のうち、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、質疑も尽されたと思ひますので、この際質疑を打ち切られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○佐藤委員長 御異議ないようですか。緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、

質疑を打切ることといたします。次会は明五日前午十時より開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。午後三時四十二分散会

昭和二十七年六月十一日印刷

昭和二十七年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁